

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うキャンプをはじめとしたアウトドアレジャーの需要の高まりを受けて、キャンプ場の利用環境向上に資する取組を支援することにより、キャンプ場利用者が快適に過ごせるキャンプ場環境を実現し、キャンプを切り口とした本県への新たな観光需要の取り込みを図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入の額（本補助金を除く。）を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
 - 3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。この場合、同一の事業実施主体が設置しているキャンプ場が複数ある場合の申請は、まとめて申請できるものとする。
 - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
 - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年8月26日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業	<p>キャンプ場を設置している県内市町村及び民間団体等</p> <p>※当該設置者から委託を受けて運営管理を行う者を除く。</p>	<p>1 キャンプユーザーの利用環境の水準向上に資するキャンプ場施設・設備の新築又は改修に要する次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) トイレ設備</p> <p>ア 洋式トイレの新設又は改修（洋式トイレの機能向上に伴う改修、ユニバーサル化に伴う改修も含む）</p> <p>イ 和式トイレの洋式化</p> <p>(2) 浴室設備</p> <p>入浴施設、シャワールームの新設又は改修</p> <p>(3) 炊事設備</p> <p>ア 炊事棟の新設</p> <p>イ 炊事場、オートサイト及び区画サイト内における給湯設備及びシンクの新設又は改修</p> <p>(4) 管理設備</p> <p>ア 管理棟の新設又は改修（利用者が使用する設備に限る。）</p> <p>イ オートサイト、区画サイトへのプライバシー柵の設置</p> <p>(5) 通信設備</p> <p>WiFi機器の設置</p> <p>(6) 電源設備</p> <p>オートサイトや区画サイトへの電源BOX等の設置</p> <p>(7) その他、キャンプユーザーの利用環境の水準向上に資すると知事が認めたもの</p> <p>※改修については、既存施設・設備よりも機能向上が図られる場合に限る（単なる修繕は除く）。</p> <p>※県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者による実施が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>2 対象外経費</p> <p>(1) 設計委託料（コンサル料を含む）</p> <p>(2) 新たな土地の取得に係る経費</p> <p>(3) 各種許認可に係る手数料</p> <p>(4) レンタル用品等の備品の購入又は買換えに係る経費</p> <p>(5) 契約に係る印紙代及び振込手数料</p> <p>(6) その他知事が不相当と認めるもの</p>	1 / 2	キャンプ場 1箇所当たり 2,000千円	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの</p> <p>(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

補助金額	当該補助事業の実施に伴う他の補助金収入…② ※該当がある場合は、当該補助金名を以下に記載すること。 〔補助金名： 〕	円
	算定基準額 (①－②) …③	円
	補助金額 (③×1/2) …④	円
	補助上限額…⑤	2,000,000円
	交付申請額 (④、⑤のいずれか低い額)	円

実施時期	契約 (予定) 年月日	年 月 日
	整備予定 (実施) 期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	利用開始 (予定) 年月日	年 月 日

5 利用環境改善に関する計画 (申請時のみ記入)

施設が抱える課題	
補助対象事業の実施により期待される効果	
前年度の入込実績 (年間利用者数、施設稼働率等)	
入込目標 (事業実施後の利用者数、施設稼働率等)	
その他、現在取り組んでいるキャンプなどアウトドアに係る魅力向上、誘客促進の取組	

※キャンプ場が複数ある場合は、申請 (報告) するキャンプ場ごとに作成すること。

※補助対象経費の詳細が分かる資料について、事業計画書には以下の①～②を添付し、事業報告書には③～⑤を添付し提出すること。

- ①新設又は改修をしようとする施設、設備の図面及び位置図
- ②補助対象経費の算定根拠 (見積書、明細書等)
- ③契約書を締結したものがある時は、当該契約書の写し
- ④新築又は改修した施設、設備の工事前及び工事完了写真
- ⑤代金を支出したことが分かる領収書又は請求書の写し

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	前年度予算額 （本年度予算額）	本年度予算額 （本年度決算額）	差引増減額	摘 要
合 計				

※本補助金収入及び本補助金収入以外の収入について、その内容を具体的に記載すること

※申請又は報告するキャンプ場が複数ある場合は、キャンプ場ごとに作成すること。

（支出の部）

（単位：円）

科 目	前年度予算額 （本年度予算額）	本年度予算額 （本年度決算額）	差引増減額	摘 要
合 計				

※申請又は報告するキャンプ場が複数ある場合は、キャンプ場ごとに作成すること。

様

鳥取県知事
（公印省略）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱（令和4年4月〇日付第〇〇〇〇号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条第1項に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を控除して得た額）
金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること。